平成２９年（フ）第５５４１号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目４番34号203号
債務者　笹岡　豊一
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５６０号
大阪市東淀川区北江口１丁目４番５―507号
債務者　西村　義信
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５７９号
大阪府大東市栄和町16番27号　オーウェスト203号、前住所京都府長岡京市友岡西畑24番地５　コーポニューシビス　103
債務者　田中　和紀
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５８４号
大阪市住吉区我孫子東２丁目５番７号野口ハイツ401号
債務者　小堂貴一郎
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８５号
長崎県長崎市金堀町55番17号　202号
債務者　金澤　勝治
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
鹿児島県肝属郡肝付町南方297番地14
債務者　池田　博史
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第５号
北海道爾志郡乙部町字花磯141番地２
債務者　葛西美奈子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２９年（フ）第９２５号
仙台市青葉区川内三十人町49番地の168
債務者　長嶋　后華
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９４５号
仙台市宮城野区萩野町１丁目13番地の９　ベルシティ萩野町502、従前の住所相模原市中央区緑が丘１丁目９番９号
債務者　笠　　裕介
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
茨城県かすみがうら市市川385番地
債務者　押野　　瞳
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５７号
茨城県結城市大字武井511番地１
債務者　岡田　　薫
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２０９号
長野市大字川合新田653番地　ハイツマルコーＡ―203
債務者　和田　利男
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
長野市大字栗田619番地　メゾン芹田202
債務者　平山　清子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
長野市大字石渡159番地２　メイゾンタケウチＢ―101
債務者　宮尾　絵里
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０９号
岐阜県羽島市福寿町平方2276番地１（シティハイツ野田103号室）、前住所岐阜県羽島市小熊町島３丁目47番地　（サンビレッジ小熊Ｃ棟206号室）
債務者　橋詰　憂巳（旧姓髙木）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２５６号
静岡県富士宮市長貫863番地の１
債務者　井口　昌子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１７０号
滋賀県東近江市八日市上之町９番20号　Ｂｏｎｈｅｕｒ近江106号室
債務者　岡本結衣子（旧姓池野）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　大津地方裁判所彦根支部